所沢市 建築物省エネ法関係手数料 抜粋

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が公布(平成27年7月8日)され、規制措置は平成29年4月1日に施行となりました。所沢市では、「所沢市建築・開発関係手数料条例(別表第9)」で以下のとおり手数料を定めています。

建築物エネルギー消費性能向上計画認定

区分		適合証あり	適合証なし	
			標準計算法()	仕様基準()
1戸建ての住宅	200㎡未満のもの	5,000	40,000	20,000
	200㎡以上のもの		44,000	22,000
住宅用途を含む建築物の 住宅部分	300㎡未満のもの	11,000	80,000	38,000
	300㎡以上2,000㎡未満のもの	23,000	135,000	66,000
	2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	52,000	230,000	121,000
	5,000㎡以上のもの	94,000	330,000	183,000
			標準入力法()	モデル建物法()
非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300㎡未満のもの	11,000	267,000	102,000
	300㎡以上1,000㎡未満のもの	19,000	334,000	130,000
	1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	31,000	432,000	171,000
	2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	94,000	616,000	277,000
	5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	149,000	759,000	362,000
	10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	188,000	898,000	435,000
	25,000㎡以上のもの	235,000	1,024,000	510,000

- :建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及び口(1)に定める基準に適合するもの
- : 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及び口(2)に定める基準に適合するもの
- :建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及び口(1)に定める基準に適合するもの
- :建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及び口(2)に定める基準に適合するもの

【注意事項】

- ・複合建築物の場合は、該当する区分の額を合算した金額となります。
- ・認定申請に併せて、建築基準法関係規定の適合審査(建築確認申請)の申出を伴う場合は、別途、手数料が必要となります。
- ・変更認定申請の場合は、変更後の建築物について、上表の区分の額に1/2を乗じて得た額を合算した金額となります。